

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

1 日時

平成30年3月16日（金曜日）

午前10時1分開会、午後2時22分散会

（うち休憩 午前11時18分～午前11時19分、午前11時21分～午前11時23分、
午前11時29分～午前11時29分、午前11時30分～午前11時36分、
午前11時38分～午前11時39分、午前11時49分～午前11時52分、
午前11時53分～午後1時3分、午後2時21分～午後2時21分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

上野担当書記、中村担当書記、安藤併任書記、岩渕併任書記、千田併任書記

6 説明のため出席した者

商工労働観光部

菊池商工労働観光部長、藤澤副部長兼商工企画室長、八重樫雇用対策・労働室長、
戸館ものづくり自動車産業振興室長、阿部商工企画室企画課長、
高橋経営支援課総括課長、押切参事兼産業経済交流課総括課長、
高橋産業経済交流課地域産業課長、平井観光課総括課長、
高橋雇用対策・労働室雇用対策課長、鎌田雇用対策・労働室労働課長、
藤田ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、
瀬川ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長

7 一般傍聴者

2名

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第64号 地方独立行政法人岩手県工業技術センターが徴収する料金の上限の
変更の認可に関し議決を求めることについて

(請願陳情)

- ア 受理番号第65号 平成30年度岩手地方最低賃金改正等についての請願
- イ 受理番号第66号 2018年度最低賃金引き上げに関する請願
- ウ 受理番号第67号 「働き方改革一括法案」の成立を断念し、労働時間規制の抜本的強化を求める請願

(2) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第64号地方独立行政法人岩手県工業技術センターが徴収する料金の上限の変更の認可に関し議決を求めることについてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤澤副部長兼商工企画室長 議案第64号地方独立行政法人岩手県工業技術センターが徴収する料金の上限の変更の認可に関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案(その2)の247ページをお開き願います。なお、説明につきましては、便宜、お手元にお配りをしてあります地方独立行政法人岩手県工業技術センターが徴収する料金の上限の変更案の概要に基づいて御説明させていただきます。

初めに、1の提案の趣旨であります。地方独立行政法人岩手県工業技術センターにおいて、その業務に関して徴収する料金の上限を変更することについて、地方独立行政法人法第23条第2項の規定より、議会の議決を求めるものであります。

次に、2の変更の内容であります。囲みの部分の上段に記載のとおり、岩手県工業技術センターにおいて、平成30年度から大型電波暗室の供用を開始することに伴い、法人が徴収する料金のうち、施設設備使用料の上限を変更しようとするものであり、その使用料の上限額について、1時間までごとに1万円を1万5,000円に改めようとするものであります。

また、この上限額につきましては、従前と同様の方法により、維持管理費や光熱水費などの所要経費を施設設備の年間使用可能時間で割り返す方法により算出したところであります。

なお、この電波暗室は国際規格に対応した電子機器評価機能を備える設備であり、企業のものづくり成長分野への技術支援の強化を目的として整備を進め、4月からの供用開始を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- 高橋孝眞委員 1万円から1万5,000円にするということで、若干説明はあったわけがありますけれども、具体的に数字を挙げてどういう内容なのか。それから、減価償却等についてはどのように対応しているのかについて教えていただきたいと思います。
- 藤澤副部長兼商工企画室長 この上限額の算出の方法でございますけれども、この前年度額につきましては、従前から1年当たりの減価償却費、それから光熱水費、そして諸経費の合計額を年間使用可能時間で割り返す方法により算出しているところでございます。減価償却費1,910万4,000円、光熱水費144万円、そして、諸経費393万7,000円の計を年間使用時間の1,875時間で割りまして、これに消費税を掛けたものが1万4,000円余ということで、1万5,000円として算出しようとするものであります。
- 高橋孝眞委員 そうすると、例えば減価償却期間を何年で設定しているかですけれども、減価償却期間を終えても5年や6年経過したものは、その減価償却費は下がるわけですから、その分は使えるときは下げるということになるのですか。
- 藤澤副部長兼商工企画室長 この上限額につきましては、議決をいただいた金額を変更する場合は、またお諮りするというような形になります。
- 高橋孝眞委員 上限は1万4,000円くらいだということですが、例えばこの部分について使用するときは、1万4,000円余という設定をするのですか、1万5,000円という設定をするのですか。
- 藤澤副部長兼商工企画室長 上限額については1万5,000円と設定をして、そして工業技術センターで、その金額の範囲内で改めてまた使用料を設定すると。地方独立行政法人ですので、こういうやり方になっているということでございます。
- 斉藤信委員 上限額の設定ということですが、これは新しい機械施設を導入するということで出された。
- 藤澤副部長兼商工企画室長 はい。
- 斉藤信委員 どういう機械で、どういう役割を果たすものなのか、これが1点目。
第2点目に、例えば今年度でもいいし、昨年度でもいいのですけれども、どれだけの施設の使用があるのか、依頼試験等の実績があるのか、中小企業の振興にどういう役割を果たしているのか示してください。
- 藤田特命参事兼ものづくり産業振興課長 1点目のこの大型電波暗室はどのような役割かでございますが、工業技術センターに、大型電波暗室と機器等がある次世代ものづくりラボという二つのものをあわせたものづくりイノベーションセンターという大きい施設を開設し、その中の大型電波暗室について今回御提案させていただいているものでございます。この大型電波暗室というのは10メートルの間隔で、例えば携帯電話とその電磁波を測定する機器があり、それを10メートル離しまして、不要な電波が出るか出ないかということ測定する暗室でございます。閉鎖された空間の中でそうした電磁波の測定をするもので、この10メートル法というのは国際規格に対応するものでございます。

そして、この規格がどのような効果があるかということですが、例えば海外に輸出を行う電子機器に今求められている性能で、そこでの測定の結果で企業は製品開発等やそれについてのチェックをしたりとか、取引先に大丈夫であるとかということをお知らせするものです。具体的には、医療機器やカーナビなどの車載機器を想定しています。

2点目の年間の利用ですが、現在3メートル法という小さい電波暗室がございまして、これにつきましては年間140件程度の利用があり、今回の10メートル法があると、それを上回る利用があるものと見込んでいます。東北でこの10メートル法の電波暗室を持っている工業技術のセンターは本県が初めてということですが、

○**齊藤信委員** 依頼試験のことも聞いたのだけれども。それから、実績も聞いているのだけれども。

○**藤田特命参事兼ものづくり産業振興課長** まず、電波暗室の利用件数につきましては、3メートル法であります。機械を使った場合の施設利用件数は、年間2,500件から3,000件の間で推移し、収入は年間2,000万円から2,500万円の間に推移しております。

また、依頼試験につきましては、ばらつきがございまして、通常4,000件から6,500件程度で、収入とすれば年間1,700万円から2,400万円の間に推移しているという現状でございます。

○**城内よしひこ委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第65号平成30年度岩手地方最低賃金改正等についての請願及び受理番号第66号2018年度最低賃金引き上げに関する請願、以上2件は関連がありますので一括議題とします。

当局の参考説明を求めます。

○**鎌田労働課長** 受理番号65号平成30年度岩手地方最低賃金改正等についての請願及び受理番号第66号2018年度最低賃金引き上げに関する請願について参考説明を申し上げます。

お配りしております資料の1ページ目をごらんください。初めに、1ですが、地域別最低賃金の決定方法につきましては、本県におきましては、岩手労働局長が最低賃金法に基づきまして、地域の実情を踏まえ、岩手地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定することとされております。

次に、2であります。本県の最低賃金の状況についてですが、地域別最低賃金の審議に当たっては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対し、地域別最低賃金額改定の目安について諮問いたしまして、当該審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら審議が行われます。

地域別最低賃金の表示には、就業形態の多様化などの観点から、平成14年度から時間額表示に統一されております。その引き上げ額の目安につきましては、都道府県の経済実態に応じてA B C Dの4ランクに分けられておまして、東京都、神奈川県などはAランク、岩手県を含む16県はDランクに位置づけられております。

現在施行されている本県の地位別最低賃金は738円、全国平均では848円、最高額は東京都の958円となっております。

岩手労働局によりますと、最低賃金の履行確保を図るため、事業所に対し、年間を通して周知や指導を行っているほか、最低賃金額の改定後には最低賃金の履行確保を主眼とする指導監督を行っているというところでございます。

お配りしております資料の2ページをごらんください。次に、3にあります最低賃金引き上げのための中小企業支援策については、厚生労働省と中小企業庁が連携して、最低賃金引き上げに向けた中小企業の相談窓口の開設、業務改善助成金の支給などによる支援を実施しております。

中小企業に対する買いたたきや支払い遅延等の防止についてであります。中小企業憲章において公正な市場環境を整えることを基本原則に掲げ、支払い遅延対策等を進めることとしておまして、下請代金支払遅延等防止法に買いたたきの禁止及び下請代金の支払い遅延の禁止について規定されております。

また、中小企業庁からの委託事業によりまして、公益財団法人いわて産業振興センターが下請かけこみ寺を設置しており、中小企業者への相談対応や弁護士による紛争解決を行っているところです。

県においては、産業振興に向けた取り組みを強化し、中小企業に対する支援を通して、最低賃金の引き上げにも反映されるように努めているところでございます。以上で説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋孝眞委員 最低賃金が800円になる場合、ないしは1,000円にする場合については、県内企業にどのような影響があらわれると想定されているのか。それから、県内経済にどのような影響を与えると考えているのかお伺いしたいと思います。

○鎌田労働課長 平成28年6月2日に閣議決定されましたニッポン一億総活躍プランの中に最低賃金を1,000円に上げた場合の試算がございまして、非正規労働者の待遇改善と最低賃金の引き上げ、そしてそれに伴う全体的な底上げをするという政策によりまして、実施されない場合に比べて時間当たりの賃金が上昇するとされており、その結果、賃金総額は平成32年度には約17.2兆円増額すると試算されております。また、こういった賃金総額

の全体の増額により、可処分所得がふえて、それに伴って消費支出もふえていくというふうな好循環モデルというものがニッポン一億総活躍プランで示されております。

一方、シンクタンクのレポートによりますと、所得格差の是正、あるいは消費活性化が期待されるというふうにはされておりますが、労働コストの増加を受けて、企業が雇用を減らすため、失業が増加する可能性がある、人件費増額が企業業績を圧迫するおそれがあるとされており、本県経済にも一億総活躍プランやシンクタンクのレポートに示されているような影響があるのではないかと考えております。具体的な試算についてはまだ行っておりません。

○高橋孝眞委員 全国的にはそうなのかもしれませんが、県内は、ほぼ中小企業なわけでありますので、県内経済には、相当な影響があるのではないかと思うわけですが、その辺は試算されていないと、こういうことなのでしょう。

○鎌田労働課長 そういった詳細な調査はしておりません。

○高橋孝眞委員 実は、次の質問にも関係あるのかもしれませんが、中小企業振興基本条例の中を見ましても、県内就業者1人当たりの県内総生産を見ましても、そう上がっているわけではないですよ、横ばい状態なわけです。その中で賃金だけを引き上げるということは、非常に問題があるのではないかと。そういう意味合いでは、2%、3%と段階的に上げていく努力が今求められているのであって、一気に上げていくとなったら相当混乱が起きてしまうのではないかと思うのですけれども、どのように考えていますか。

○鎌田労働課長 政府では、今お話がありましたとおり、3%ずつ上げて、最終的には平均1,000円まで目指すというふうな取り組みがなされているところでございます。

○高橋孝眞委員 いずれにしろ、一気に上げるということについては問題があるのではないかという意味でありまして、2%、3%と少しずつ上げていって、経済そのものをきちりと維持していく、そのことが必要ではないかという意味であります。

もう一つ、最低賃金の関係で、ランクがA B C Dとあるわけですが、このランクづけをしている根拠というのは、先ほど総合生活の実態と申しますか、そういう意味合いで整理がされているという説明でしたが、もう少し詳しく、どのような内容で整理されているのかについて教えていただきたいと思っております。

○鎌田労働課長 この賃金ランクにつきましては、中央最低賃金審議会が目安制度が議論され決定しております。直近ですと平成29年3月に答申なされまして、主に経済状況や賃金水準などさまざまな要件を総合的に検討されて、ランク決めされているというように聞いております。

○高橋孝眞委員 ということは、県内であろうとどこであろうと、生活をするにはそれなりの費用がかかると思いますか、アパートを借りた場合の賃貸や物価もそれなりの格差があると思うのです。そういう意味合いでは、全国一律で決めるというのはおかしいのではないかなというような感じがしますけれども、その点はどのように感じますか。

○鎌田労働課長 その点については、目安制度が設定されている根拠ではないかなという

ふうと考えております。

○高橋孝眞委員 年収200万円以下はワーキングプアとなっているのですけれども、現状はこの200万円以下というのは、どういう内容なのですか。1年間きちんと就業して、それで200万円以下なのか、それとも労働時間が少なくとも200万円以下なのか、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○鎌田労働課長 賃金との関係ですが、ワーキングプアという定義が非常に曖昧でしたので、最低賃金と労働時間から、どれぐらい収入が得られるかというところでお答えさせていただきたいと思います。

まず、毎月勤労統計調査による岩手県の年間労働時間が1,855時間になっております。それで738円で計算いたしますと、年間136万8,000円になります。月額にしますと11万4,000円程度となります。正社員の場合ですと、年間2,000時間程度という勤務時間と言われているので、147万6,000円になり、月額で12万3,000円という給与の計算となります。

○高橋孝眞委員 実態的には200万円以下で働くことが全てではないような気はするのです。その仕事の実態によってそういう決まりになっているのではないかと思うのですけれども。

もう一つ、最低賃金以下の労働者をなくすため事業所に指導監督をしているとあるのですけれども、最低賃金を下回って支給というか、支払いをしているような、そういう事業所は、実態として岩手県にはあるのですか。

○鎌田労働課長 岩手県内での有無については、指導監督を行っている岩手労働局では公表しておりませんので把握しておりません。

○高橋孝眞委員 そういふことですね。あれば摘発されるわけだから、勧告を受けるわけであって、当然最低賃金以下で使用している事業所はないはずなので、履行確保を図ることというのは、文章的にはおかしい感じがしたところであります。

私はこれらにつきましては、賃金を3%上げていくということについては、ある程度それは容認していかなければいけない部分だろうと思いますけれども、この全体で800円ないし1,000円にするということについては、反対であります。終わります。

○斉藤信委員 まず、先ほど説明があった点からお聞きをします。国及び県の中小企業支援策の下請かけこみ寺の設置のところで、平成29年度、これは2月末現在ですけれども、相談件数が7件、裁判外紛争解決（ADR）手続はたった1件。前年度の相談件数は、わずか3件で、ADRはゼロ件となっており、この下請かけこみ寺の相談件数とADRの紛争解決の件数を見ると、機能していないのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○高橋経営支援課総括課長 これにつきましては周知等を図っております、先ほどの話でもあったのですけれども、最低賃金の部分での公表がないというのものもあるのですけれども、こういうことで、機能していないというふうには認識はしておりません。

○斉藤信委員 私は、主観的判断を聞いているのではないのです。件数がこの程度だった

ら、実際には機能していないでしょうと聞いているのです。中小企業が抱えている問題はたくさんあると思うけれども、年間で3件とか7件といたら、もう全然相談機能を果たしていないということになるではないですか。それ以上は聞きません。

次に、③の業務改善助成金、最低賃金の大幅な引き上げが必要な中小企業に助成ということですが、これはどういう場合に適用になって、県内の助成実績というのはどのぐらいあるのでしょうか。

○鎌田労働課長 業務改善助成金についてのお尋ねであります。業務改善助成金につきましては、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資にかかった費用から助成率を算出して、その分の金額を助成するという内容になっております。例えば配付資料にある記載されている部分ですけれども、事業場内最低賃金1,000円未満の場合ですと、30円以上引き上げると助成金額の上限は50万円という仕組みになっております。岩手労働局で実施しておりまして、件数についてはトータルで11件の利用と聞いております。

○斉藤信委員 11件というのは、今年度が11件ですか。

○鎌田労働課長 平成29年度、単年度で11件です。

○斉藤信委員 余り活用されていないなという感じがいたします。それで、最低賃金の問題を議論するときが一番大事なのは、最低賃金法の第1条なのです。最低賃金制度の目的についてどのように書かれているか。これ大事なことで、こういう請願について議論するときの一番基本は最低賃金法の第1条なのです。ここではどういうふうに規定されているかということ、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること、これが最低賃金の目的なのです。これは、憲法第25条に基づく規定なのです。だから、そのことを踏まえて、この問題を議論しなくてはならない。

ここでは、賃金の最低額を保障することによって労働条件の改善、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争と確保となっております。では、どのぐらい生活費がかかるのかといいますと、全国で調査したものがあります。これは中央最低賃金審査会にも提出されている資料ですけれども、岩手県盛岡市の場合、25歳、単身者、賃貸ワンルームマンション25平方メートルに居住という条件で試算をして、食費、居住費、交通費、通信費は、2016年3月で月額22万8,664円です。年額だと274万3,968円。Aランクの大阪府堺市は、月額21万1,343円、年額253万6,116円。大阪府堺市より高いのです。なぜかというのと、交通費がかかる。だから、東京都や大阪府のほうが金がかかるのではないかというのは錯覚なのです。実際にこの生活費を試算してみると、盛岡市のほうがかかる。ところが、先ほど労働課長が答弁したように、試算の仕方が正しくないのだけれども、1,855時間掛ける738円で、月額11万9,000円、年額136万8,000円、これでは生活できないですよ。ワーキングプアどころではなく、率直に言って、困窮状態ですよ。今の最低賃金というのは、最低賃金法第1条の立場からいったら、とてもではないけれども、労働者の生活を保障する

ものをやっていないと思うのです。1,855時間で掛け算したことが問題だと思うけれども、せめて1,800時間だと思うけれども、実態として1,855時間だとしても、月額11万9,000円、年額136万8,000円が最低賃金法第1条のこの規定に則してまともだと思いますか。

○鎌田労働課長 岩手地方最低賃金審議会で、そういった生計費なども含めて議論されて決定されたものと考えております。

○斉藤信委員 答弁になっていない。政府の官僚みたいな答弁してはだめです。全然聞いたことに答えていない。もっと素直に答えなければだめではないですか。200万円以下はワーキングプアと言っていて、その半分近い最低賃金、これの改善を求めるといのは当然のことだと思います。

それで、日本労働組合総連合会岩手県連合会が提出した請願の中身は、自民党を除いて全部紹介議員になっています。自民党が閣議決定を撤廃していないから、2010年の閣議決定はどうなっているかという、できる限り早期に全国最低800円を確保し、全国平均1,000円を目指す、2020年までに1,000円目指すとある。政府、安倍政権の閣議決定でもあるのですよ、撤廃していないのだから。だから、この1,000円まで引き上げるといのは、本来、自民党も含めて賛成しなくてはならない。そういう1,000円まで引き上げようといのは、2020年までという点でいけば、自民党を含めてこれはもう本来賛成できる中身だというふうに思います。

それから、岩手県労働組合連合会の請願には全国一律最低賃金制度の確立、地域間格差縮小の施策を進めるということになっています。私は、これはすごく大事だと思うのです。資料にもあるように、今中央最低賃金審議会の目安が出されるたびに、実は格差が拡大しているのです。東京はどんどん上げる、地方は上げない。これをどんどんやれば格差が拡大して、東京都は今958円、岩手県は738円、最低は737円で、1円違うだけなのだけれども、生活費は、さっき私が紹介したように、東京都も大阪府堺市も盛岡市も変わらないのです。しかし、こういう形で、いわば最低賃金でなく地域別の賃金にすると格差が拡大してきた、これが実態です。だから、私は、政府、労働者団体、使用者団体合意で平均1,000円といのは、全国最低賃金で1,000円と本来すべきだと思うのです。実際にこの間の最低賃金の経過で、格差も拡大してきたということ、この問題点がはっきりしたのではないかと。もう一つは、格差が拡大する中で、東京都だって1,000円までいっていませんから、これは低過ぎると。二つの問題があるように思いますが、どういうふうに考えますか。

○鎌田労働課長 繰り返しになりますけれども、そういったところも含めて議論されて、今の目安制度というのが維持されたと考えております。

○斉藤信委員 最低賃金法第1条の後半の中には何て書いているかという、公正な競争の確保に資すると、国民経済の健全な発展に寄与すると二つあるのです。世界と競争しているわけですから、世界との関係でこれを見る必要があるのだと思うのです。世界の最低賃金を見ますと、アメリカは州の最低賃金で1,169円、イギリスは1,105円、フランスは1,167円、ドイツは1,240円。いいですか、欧米はもう1,100円台ですよ。それに対して日本が平

均すれば848円と、これでは公正な競争にならないでしょう。そして、実際にアメリカは最近さらに上げてきたのです。最初、中小企業の人たちは心配をした。ところが、賃金が上がって、需要が拡大して中小企業も売れるようになった。今中小企業は賃上げに大賛成なのです。上げたところは、結局需要が拡大して地域経済も振興する。これが賃金を上げてきた状況で、韓国では昨年大統領選挙があつて、どの政党の大統領候補も時給1,000円を約束したのです。今はまだ日本より下だけれども、もう全部1,000円という約束をしていますので、韓国も日本を超えてしまいますよ。私は、そういう意味でいくと、公正な競争という点でも、国民経済という点でも、やっぱり今低過ぎる。世界で見ても異常に低過ぎる最低賃金を、政府が閣議決定で決めたとおり、しっかりと引き上げていくと。そして、格差を是正するためにも、生活費は基本的には変わらないわけだから、全国最低賃金という形で是正していくという、この岩手県労働組合連合会の請願というのは、私は大変大事な中身を持っているのではないかと思います。

あわせて、最後に、中小企業に対する助成のところで、国の取り組みは、先ほどの説明でも、私は極めて不十分だと思います。本当に上げようと思ったら、中小企業に対して抜本的な支援策をやって、中小企業が困らないようにするべきだと。これは、どこでもやっていることなのです。ヨーロッパなんかでは、社会保険料を控除するとかしている。アメリカでも労働者の賃金が上がって地域経済が上向くというふうになっているので、国の施策も、相談事業も今一つ効果はないし、業務改善助成金も極めて不十分。そういう点では、国の助成策の抜本的な改善というのが求められていることも、諸外国と比べてもこれ当然なのではないかと。部長も最後かもしれないけれども、この最低賃金制度の改善にかかわる御認識を伺いたい。

○**菊池商工労働観光部長** 齊藤委員からいろいろ御指摘いただいたとおり、国として取り組むべき課題はたくさんあると思います。国の方針、この最低賃金の関係、まさに生きる権利と同義でございますので、国策がよりよい方向に進んでいくことを願っております。

○**ハクセル美穂子委員** 私も質問したいと思いますが、岩手県の中小企業、実際10人以下の企業などもあるのですけれども、この最低賃金が1,000円になった場合、どれぐらいの企業に影響が出るのか、そういう試算みたいなものを県としてはやられているのか、それとも岩手労働局がそれは担っているのかという点についてお聞きしたいと思います。

○**鎌田労働課長** 1,000円という金額の影響につきましては、国から公表されている資料では把握しておりません。それから、県でもそういった調査はできかねている状況です。

○**ハクセル美穂子委員** 私は、中小企業の経営者の立場で考えると、実際に最低賃金を1,000円にすると企業の人件費が上がることとなりますので、きちんと回せるのかどうかというのもしっかりと検討した上で、上げていくべきではないかと考えます。人件費が一番コストの大きい部分を占めているところでもありますし、そこを上げたところに対する助成というのはあると書かれておりますけれども、それで本当にきちんと毎月カバーできるような助成になっているのかというのを、そこは検討しながら段階的に上げていくべきで

はないかなと感じております。上げていないというわけではなくて、20円ぐらいずつ、少しずつ上がってきておりますので、最低賃金というのは、やはり中小企業の体力がきちんとついたということをおある程度確認しながら、上げていくべきではないか。特に岩手県のように理由があつて格差があるわけで、企業の体力が東京とかに比べると弱い部分もあるので、最低賃金が低いという歴史もありますから、少しずつ上げていく方向のほうがよろしいのではと思っております。

それから、もう一点は、県内の総労働者の中で、本当にこの最低賃金で働いているという方がどれぐらいの割合いるのかとか、そういった数値とかデータというのはあるのでしょうか。多分最低賃金を設定したとしても、その最低賃金で働いていらっしゃる方の割合というのは、また別なのではないかなと思うのです。最低賃金は最低賃金でも、県内の方は例えば800円ぐらいで働いていらっしゃるかもしれませんし、900円かもしれない。その割合をきちんと見た上で、上げていくのが妥当かという判断を本当はするべきではないかと思うのですけれども、それらのデータというものはあるのでしょうか。

○鎌田労働課長 中央最低賃金審議会で公表している資料、岩手県単独のデータではなく、Dランクの都道府県の状況というデータがございまして、これは今年度の審議資料なのですけれども、例えば今、去年までの支払金額で、仮に上げたとすればどれぐらいの労働者が賃上げになるかというふうなデータがありまして、これは影響率というところですが、Dランクのところは平成28年度分ということで、10.1%の方が最低賃金が上がると賃金が上がるというデータが示されております。

○ハクセル美穂子委員 最低賃金が上がって恩恵がある程度あるのは10.1%、1割ぐらいの方には影響もあるということはわかりましたので、私としては、最低賃金をまず上げる、1,000円にするのではなくて、中小企業が最低賃金以上に上げられるような政策をしていくべきで、政治的な決断で1,000円に急に上げるというのは、岩手県にとってはかなり、真綿ではなく縄で首を絞めるぐらいに中小企業に大きな影響があると思いますので、そういった点も踏まえまして、私はこの請願には半分ぐらいしか賛成できないところです。

○斉藤信委員 私、一つ質問するのを忘れました。請願項目にかかわって、最低賃金審議会の専門部会を含めた公開性の問題です。これは、法律的には原則公開になっているはずなのです。鳥取県が審議会、専門部会を全部公開して、そして専門部会で労働者側、使用者側の代表の意見陳述、これをきちんと保障してやっているということも紹介されていましたが、本来これは原則公開ですから個人情報にかかわる審議というのはやられていないと思うので、岩手県の場合に審議会、専門部会が公開されているのかどうか、議事録は公表されているのかどうか、わかりますか。

○鎌田労働課長 岩手地方最低賃金審議会につきましては、公開することによって率直な意見交換とか、意思決定の中立性が不当に害されるというおそれがある場合は非公開にしていると聞いております。

○斉藤信委員 専門部会と議事録は。

○鎌田労働課長 議事録は、公開されているかどうかは現時点で把握しておりません。

○斉藤信委員 請願項目にあるわけだから、ぜひ請願項目にある中身は調べて説明すると。

今率直な意見交換ができないから非公開と、原則公開なのだから、これは成り立たないのです。特別の事情が明らかだったら別ですよ。特別な事情なんかないのです。基本的には、個人情報にかかわる問題もないのです。そういう意味では、実質な審議は専門部会でやられていますので、やはりこの専門部会、審議会も原則公開にして、議事録も公表すると。鳥取県は、発言者を含めて議事録は全面公開ですから。そういう議事録の公開があったので、専門部会も審議会も公開されるようになったということなのです。全然その障害はないということで、全国でもやるべきだと、中央最低賃金審議会の会長がそういうふうに言っています。私は、当然原則公開という立場で、特別な理由がある場合には特別な理由を示すというふうにするし、議事録も全面公開すべきだと思います。ちょっと説明が不十分でしたね、わからないのなら仕方ないです。

○高橋孝眞委員 先ほど自民党が、平成22年に閣議決定をした内容ですという話がありまして、今も変えていないのだから、それを踏襲すべきではないかという話になったわけがありますけれども、実際その当時の政権は民主党でありました。閣議決定したのかどうかよくわかりませんが、労使合意をしてきたということはそのとおりでありまして、雇用戦略対話で合意をしたということで、ただし前提として、名目3%、実質2%を上回る経済成長をして、その上で2020年までに全国最低800円、全国平均1,000円という内容でありまして、現時点ではそれが達成されていないけれども、いずれにしろ現政権としては3%を目指して今後進めていくという内容でありますから、御了解いただきたいと思います。

○斉藤信委員 高橋孝眞委員からそういう意見がありましたが、閣議決定というのは、継承されるのです。だから、集団的自衛権のときに、また別な閣議決定をつくったわけでしょう、集団的自衛権を認めるという。これは認められないというのがあったから、それを変えたわけですよ。だから、変えなければ基本的に継続されるのです。

それで、3%成長と言うけれども、アベノミクスの破綻をみずから告発するような問題で、今全然経済成長していない。ただ、私が一番最初に言ったように、最低賃金は何によって決まるのかと。経済成長で決まるのではないのです。賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すると。最低賃金は、この精神で決めるのです。経済成長できたらやるのではないのです。諸外国と比べても今の最低賃金が低過ぎるのです。そういう意味でいくと、この底上げをすることが地域経済を発展させる力にもなっていくわけで、今地域経済が何で落ち込んでいるかという、最低賃金がどんどん格差を拡大させて、それで落ち込んでいるのです。同じように賃金を上げていけば、首都圏との格差は必ず縮まるのです。やはり最低賃金というのは賃金水準の一番の土台になりますから、私はそういう意味で自民党も公約を守ってしっかりやっていただきたい思います。

○郷右近浩委員 ちょっと本質的なところではなくなってくるようではございますけれども、ただ私自身も、現政権においても、国として最低賃金1,000円を目指していくといった方向で進んできたという認識はありますが、まずこの請願で、余りにも請願事項が多岐にわたっておりますので、それぞれ聞いていきたいと思っております。

受理番号第65号につきましては、我が会派の政調会長も紹介議員になっておりますし、政調会長からきちんと説明を受けております。受理番号第66号のほうにも同じような項目があるということについては理解をしておりますが、その中で受理番号第66号の部分について聞いていきたいと思っております。

請願事項の1の(1)の部分で、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させる施策を進めるという部分で、先ほども質疑があったわけでありましてけれども、今回参考資料として出していただきました中で、このような形で各都道府県でAランクからDランクに分けられているといった部分を、私自身、初めて拝見いたしました。これについては、この間どこの政権であれ、例えば800円を目指すであったり、1,000円を目指すであったりと、こうやってきたうたい文句の平均値であって、そうしたものを目指していくという形の中で整理はつくわけでありましてけれども、ただ何でこんなことになっているのだろうか。国としてきちんと最低賃金をどのように保障していくかというのは、確かにその地域の産業であったり、これまでのそうした経緯があるという中であつても、やはり一つの目安としてはそのぐらいを目指すということで、そういうランクにしないで進めていくということも必要なのではないかと思っておりますが、こうなった経緯について、先ほどもちょっと御説明いただきましたが、わかりやすくというか、お知らせいただければなと思っております。

○鎌田労働課長 目安制度に関するお尋ねということでよろしいでしょうか。

○郷右近浩委員 はい。

○鎌田労働課長 繰り返しのになってしまいますけれども、中央最低賃金審議会時間額表示問題全員協議会の中で示された最低賃金の改定の考え方については、それぞれ地域ごとにばらつきというよりは、全国的に整合性がある決定がなされるべきだという考え方を持ち、その上で全国的に大きく四つのランクに分けていくという報告がございまして、そういったところで47都道府県をランク分けした上で目安を示すということが適切、必要だと判断されたというように聞いております。

○郷右近浩委員 それ以外多分出てこないのだろうかというふうに思いますけれども、このA B C Dはそれぞれ、例えば産業構造であったりとか、地理的なものであったり、いろいろな要素があるとは思っております。ただ、その結果としてランク分けになっているという話だとは思っておりますけれども、しかし、そうでもないのかなという地域がBにあつたり、Cにあつたり、そしてDにあつたりと、ランク分けとして何か腑に落ちないというか、理屈がわからないというような思いで質問させていただきました。ただ、そうした中で、例えば全国一律にしたら何か都合が悪いのかという質問をしても多分答えは出てこないのかなとは思いますが、ちょっと聞いてみてよろしいでしょうか。

○鎌田労働課長 まず、最低賃金の額の定め方については、今ここでも議論されたとおり、いろいろな考え方がありまして、繰り返しになってしまいますけれども、そういったさまざまな意見を踏まえて現状になっていると考えています。

○郷右近浩委員 了解ではないですけれども、了解しました。その点はここでやめておきます。

次ですけれども、先ほど斉藤委員からもありましたけれども、審議会や専門部会の公開性を高めることであつたり、また非正規労働者の意見陳述する機会を必ず設けることについて、それから、審議会を公開しない場合であつたり、その議事録の公開についても今現在把握していないというようなこともお聞きはしましたけれども、意見陳述する機会について、いろいろな労働団体において結構やっていたというような話も聞いたりもした記憶もあるのですが、そうしたことについて今まで全く機会なかったとということなのかどうか、もし御承知のところがあれば教えていただきたいと思います。

○鎌田労働課長 岩手労働局に委員会の運営の詳細について確認したことがございませんで、この場でお答えすることはできないということで御了承いただきたいと思います。

○郷右近浩委員 わかりました。それから、最低賃金の日額、月額設定を復活させることという請願項目がありますけれども、これは今回の請願自体が、最低賃金1,000円ということでの請願に対して、今度はここで日額、月額設定を復活させるという項目になっておりますけれども、何となく整合性がとれないというか、どっちを優先するのかといった部分で、私自身も整理がつかなくて拝見しておりましたけれども、この日額、月額設定というのが以前はあったという中で、それが結局どのような経緯でなくなって、今の時給という考え方になっているかという点などについてお知らせいただければと思います。

○鎌田労働課長 平成14年度からは時間制という表示になっておりますが、それ以前から議論されてきており、平成13年度に中央最低賃金審議会の中に設置されました時間額表示問題全員協議会におきまして、賃金の支払い形態が異なる労働者、多様な時間、働き方になるかと思っておりますけれども、そちらの最低賃金適用上の公平性であつたり、あるいは就業形態が変わってきて、対応させてきたというところがあつて、日額だとそちらの公平性が保てないというところがあつて、時間額表示が望ましいという報告が出され、それ以降、取りまとめられたものというふうに承知しております。

○郷右近浩委員 今回の請願の主な項目というか、最低賃金引き上げに関する請願というような形で出されている中で、何となく私の中では、最低賃金1,000円を目指すという部分と、それから日額、月額設定をすることというのは、同列で同じものに記載されるものではないのではないかなというような気がするわけでもありますが、それでは、次に、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を踏まえて、抜本的に改正することという部分ですが、これは例えば、中小企業憲章を踏まえて、この3法で今現在カバーできなくなっているというか、何かしらここでの問題点みたいな部分とし

て、捉えているものはありますでしょうか。

○高橋経営支援課総括課長 この項目について、以前、具体的にどういうことかということをお願いしたところ、岩手県労働組合連合会にお聞きしたこともありますが、具体的な御説明というのは特段にはいただけませんでした。いずれ、もし、こういう下請取引で困ったことがあれば困るので、そういうことでお願いしたいというようなことで、具体的な事例のお話は伺いましたときにはございません。

○郷右近浩委員 では、もう一点、最低賃金違反を根絶するため、労働基準監督官を大幅に増員し、監督行政の強化を図ることについてですが、これも先ほど来質疑の中でいろいろ聞いておりましたが、今現在もちろん労働基準監督署できちんといろいろな形で対応しているということを聞いた中でですが、先ほどの質疑の繰り返しにもなりますけれども、この最低賃金違反というのが年間何件くらい、摘発というか、指導というのがあるのか、改めて伺いたいと思います。

○鎌田労働課長 こちらは全国の数値になりますけれども、手元にデータがございますのでお答えいたします。中央最低賃金審議会で出された資料になりますが、先ほどお話ししたとおり、最低賃金が改定された後、各都道府県の労働局では、最低賃金の確保を主眼とする監督指導というものを集中的にやっております。これは、どういった事業者が選ばれるかといいますと、過去に監督したところで、比較的最低賃金違反が多かった業種であったりとか、あるいはこれまでの経験則であったりとか、そういったところから選んだ事業所を対象として実施しております。その中で最低賃金義務違反が把握されたのが14.1%の事業所、そしてその中で最低賃金未滿の労働者の比率が3.5%というデータが公表されております。ただ、県別のデータは公表しておりませんので、県内の状況は不明ということになります。

○郷右近浩委員 ちょっと私自身が不勉強なのか、本来もう少し詳しくそれぞれの項目について内容を熟知すべきところでもありますけれども、それぞれの団体であったり、いろいろな部分に関連する中で、難しいと思いながら聞かせていただいております。ただ、今の状況でいいのではないかとか、また、やはりこの部分はしっかりしたほうがいいのではないかとというような部分等はいろいろと確認させていただきましたので、ここは質疑の場でもありますので、改めて取り扱いについてはまた発言の機会をいただければと思います。

○田村勝則委員 いろいろと各委員の質疑や資料などを提示していただいて勉強になりました。私どもの会派でもいろいろと議論をさせていただいたわけですが、結果的にこの最低賃金は、岩手県の場合には審議会に諮問されて、そして答申を経て決定しているということですが、例えば人材派遣会社が今結構パートとか非正規労働者の仲介をしているところも多いわけですが、その人材派遣会社の最低労働賃金というのは幾らぐらいになっているのかという、そういう統計とかがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

私自身、実はきょう臨むに当たってあちこち聞いてみました。最低賃金で雇用している

というところは従業員6人のところで、例えば主婦のお母さん方、1日4時間とか5時間とかで、そういうパートで回している。もうかったときには、お昼時間等の分も加算して、少し加算してあげているというような話もありましたし、集落営農で生産時期に人数が必要なものですから、そういうところは最低賃金では採用しているけれども、その雇用した方の技術力の向上によってまた上げている、加算しているというようなところがありました。一番高いところは、時給1,500円でも募集が来ないというところも1社ありました。それから、実は時給800円ぐらいに設定しているけれども、売り上げが少ない月は、労働時間で調整するというところもありました。今月は、現状はこのくらいしか今のところっていないからというので、その次の週から労働時間で調整されて、例えば6時間働けるところを3時間でいいですよとか、休んでくださいとかという調整もされているところもありました。月額で最低が9万円ぐらいのときと、最高が20万円ぐらいのときと、月によって差があるという、いわゆる小売業の人もありました。

そういうことで、非常に最低賃金の問題というのは難しいものだと、私自身は思っています。理想としては、斉藤信委員がおっしゃることは全く私も賛成なわけですけども、実際には非常に厳しいものもたくさんあるという現実も聞きました。

そこで、公務員が最低賃金で働いているところがあるのかどうかというのを1点、最後にお聞きしたいです。それから、さっきの人材派遣の問題と。

○鎌田労働課長 最低賃金ということですので、臨時職員の賃金というところでお話いたします。岩手県の臨時職員につきましては、金額別に八つの区分がございまして、学歴や経歴で6段階に設定しておりまして、一番低い方が月額6,070円で、時給換算で約798円、最も高い方は7,050円ということで、時給換算にいたしますと925円という単価となっております。

○田村勝則委員 人材派遣はないですか。

○鎌田労働課長 人材派遣についてはデータはございません。

○田村勝則委員 参考までに、指定管理者はどういう状況になっていますでしょうか。

それと、地方自治体の統計みたいなのはいいのでしょうか。結構今地方自治体も非常勤職員が多くなってきているわけなのでですけども。

○鎌田労働課長 県契約条例の関係で、各特定県契約の受注者から報告を求める制度がございまして、そちらのデータがございまして、お答えさせていただきたいと思います。指定管理者の関係ですが、最低の賃金として報告があったものが785円になります。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

○斉藤信委員 1件ずつ、もちろんその項目別にやってください。

○城内よしひこ委員長 まず、受理番号第65号平成30年度岩手地方最低賃金改正等につい

での請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第66号2018年度最低賃金引き上げに関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○斉藤信委員 受理番号第66号はぜひ項目別に採決していただきたい。

○郷右近浩委員 先ほど来、質疑の中で受理番号第66号に関しましては、まだどのような形にしたらいいのかということで正確な情報等も私自身得ていない部分がありますので、ぜひ請願事項の項目ごとに進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

○ハクセル美穂子委員 私の会派では、受理番号第66号の請願の前文のほうの中にあるものについて賛成できない部分がございますので、そこについての取り扱いについては御配慮いただきたいと思っております。

〔郷右近浩委員「どこの部分」と呼ぶ〕

○ハクセル美穂子委員(続) 政治的決断で、直ちに1,000円に引き上げるべきというところは、政治的な決断ではやるべきではないというふうに考えております。この点については、削除をお願いしたいと思っております。

○城内よしひこ委員長 何行目ですか。

○ハクセル美穂子委員 下から7行目です。お願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、本請願については項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例257では請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除

き採択をすることとして、一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合は、項目ごとに採決を行うものでありますので御了承願います。

初めに、本請願の中で、請願項目の1の(1)のアを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、請願項目1の(1)のアは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目1の(1)のイを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(1)のイは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(1)のウを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立少数であります。よって、請願項目1の(1)のウは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(2)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立少数であります。よって、請願項目1の(2)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のアを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(3)のアは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のイを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、請願項目1の(3)のイは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のウを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立少数であります。よって、請願項目1の(3)のウは不採択

と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のエを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、請願項目1の(3)のエは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(4)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立少数であります。よって、請願項目1の(4)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

なお、ただいま一部採択と決定したこれらの請願につきましては、国及び関係機関に対し意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

済みません、休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

なお、ただいま採択された2件の請願は関連がありますので、意見書はまとめたと思います。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

なお、ただいまお手元に配付しました意見書のうち、国宛て最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目の1の(2)、1の(3)、2、3の(1)、3の(3)、4は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

また、同じくたゞいまいお手元に配付しました意見書のうち、岩手労働局長等宛て平成30年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目の3は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

その上で、意見書をまとめたと思いますので、当職に御一任をいただきたいと思ひます。

〔郷右近浩委員「了解」と呼ぶ〕

〔斉藤信委員「午後に出すのな。正式なのね」と呼ぶ〕

○城内よしひこ委員長(続) はい。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

次に、受理番号第67号「働き方改革一括法案」の成立を断念し、労働時間規制の抜本的強化を求める請願を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○鎌田労働課長 受理番号第67号「働き方改革一括法案」の成立を断念し、労働時間規制の抜本的強化を求める請願について参考説明を申し上げます。

請願に関する制度等につきまして順次説明いたします。お配りしております資料の3ページをお開き願ひます。1、労働基準法一部改正につきましては、平成29年9月、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱が労働政策審議会で審議されまして、9月15日付でおおむね妥当と答申が行われているところでございます。

主な改正内容といたしましては、労働時間に関する制度の見直しとして、時間外労働の上限規制の導入、企画業務型裁量労働制の対象拡大、高度プロフェッショナル制度の創設などが盛り込まれております。

(1)の時間外労働の上限規制につきましては、原則として、36協定により、週40時間を超えて労働可能となる時間外労働時間の限度を月45時間、かつ年360時間とし、上限は法律に明記し、上限を上回る時間外労働をさせた場合には、次の特例の場合を除いて罰則を科すものとなっております。

特例は②から④とされておりまして、年間の時間外労働時間を1年720時間とする。一時的に業務量が増加する場合であっても、単月100時間未満、複数月平均80時間未満とするなどの対応となっております。

(2)、企画業務型裁量労働制の対象拡大につきまして、裁量労働制は業務の遂行方法が労働者の裁量に委ねられる労働者について、労働時間の計算を実労働時間ではなく、みなし時間によって行うことを認める制度でありまして、今回の改正案では、裁量労働制のうち、企画業務型裁量労働制の対象業務に課題解決型提案営業と裁量的にPDCAを回す業

務を追加するものとなっております。

(3)、高度プロフェッショナル制度につきまして、本制度は、職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合、健康確保措置や本人の同意等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする制度となっております。

次に、2の過労死ラインにつきまして、いわゆる過労死ラインとは、長時間の過重業務により、業務上の疾病として取り扱われる労働時間の目安であります。具体的には資料4ページの表のとおりとなっております。

次に、長時間労働削減対策につきまして、厚生労働省では、(1)として記載しておりますが、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底、過重労働解消キャンペーンの重点監督、監督指導・捜査体制の強化などの取り組みが行われております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○城内よしひこ委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 働き方改革一括法案、これはまだ国会に提出されておられませんけれども、御承知のように、国会の審議で裁量労働制についての労働時間の捏造問題というのがあって、裁量労働制のほうが労働時間が短いという安倍首相の発言が撤回をされて、これは法案から削除される。法案が出される前から法案から削除されるという、異常な事態に陥った一括法案であります。そもそも幾つかの法律を一括にすること自身、私は極めて重大だと思ふけれども、高度プロフェッショナル制度の創設は、今国会では大議論になっていますが、裁量労働制以上に労働時間の規制を外すものなのです。労働時間の規制、休日や深夜の割増し賃金、それぞれの規制を全く受けないと。だから、これは裁量労働制よりももっと悪質なただ働き法案、残業ゼロ代法案と言うべきものであります。

あわせて、この1の①というのは、労働時間の上限規制となっておりますが、説明のところの①のところはいいのです、今までの大臣告示で月45時間、かつ年360時間となっております。これ大臣告示なのです。ところが、②のところから特例で、結局これが完全にこの意味をなさなくなるわけです。特例となると、1年間720時間、これは360時間の倍ですよ。そして、月100時間未満、複数月は80時間も認めると。だったら、過労死ラインを認めるということになり、長時間労働の規制どころか、過労死ラインの労働まで認める極めて悪質なものだと思うのです。そういう意味では、法案全体が極めて重大な欠陥法案、労働時間規制を外して過労死ラインまで働かせる最悪の法案になっていきますので、この一括法案、国会の提出、これを断念ということが当然ではないのかと、私は思います。これは質問しても仕方がないので、法案も出されていないので、ぜひこれは採択していただきたい。

○郷右近浩委員 今斉藤委員からお話がありましたが、まず根本的な部分ですが、今回のこの請願につきましては、働き方改革一括法案を国会提出をせず、成立を断念するということになっています。けさの報道などでも、何とか月内に成立を目指すというようなニュアンスであったり、一方で、なかなか難しいのではないかとといったようなこともあり、国会

の中でもそれぞれの政党の考え方、見方があり、この提出自体がどのようなになるのかわからない。まして裁量労働制を法案から外すという影響がそれぞれにどのように関与していくのか。また、高度プロフェッショナル制度についても、与野党の駆け引きの中でこれを外すべきだ、そうではないという話があり、法案の提出自体がどのような形になってくるかわからない、恐らく当局もどのような形になっているかは全くわからない現状であると思います。

そうした中であっては、私自身は、もう少し国会の行方やどのようなものなのかを見きわめてからの対応をとっていくべきではないかと思っているところでございます。

今質疑の時間ではありますが、今後、この法案がどのような内容になっていくかということを中心にきちんと当局に捉えていただきながら、私自身もいろんな形で資料を集めたりしながら進めていきたいと思っておりますので、個人的には継続して、今後、きちんと審査をさせていただきたいと思っているところでございます。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続審査」、「不採択」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

本請願については、継続審査と不採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の審査で委員会発議することといたしました意見書案をあらかじめお手元に配付いたしております。

意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定い

たしました。

以上をもって商工労働観光部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から中小企業の振興に関する施策の実施状況の公表について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋経営支援課総括課長 中小企業の振興に関する施策の実施状況の公表について御説明申し上げます。

事前にお配りいたしました中小企業の振興に関する施策の実施状況の公表についての資料をごらんください。今回の公表は、中小企業振興条例第13条に基づき、県が実施する中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものです。条例に基づき平成28年3月に岩手県中小企業振興基本計画を策定しています。今回公表の対象となるのは、平成28年度となり、計画の構成に沿った形で公表案を作成しています。

公表案の全体の構成は、平成28年度中小企業の振興に関する施策の実施状況と、これをまとめた概要版、またこれらのもととなった113事業の個別の実施状況となる平成28年度中小企業の振興に関する施策の実施状況一覧表の三つとしており、計画が定める推進施策ごとに指標の達成度を含め、実施内容を取りまとめたところであります。

資料、実施状況の1ページ目をごらんください。こちらでは、今回の公表の根拠と公表の考え方を示しています。今回は、基本計画の計画初年度である平成28年度の事業が公表対象となり、公表においては基本計画の推進する施策ごとに事業の実施状況などの取りまとめを行う旨、記載しております。あわせて基本構成についても記載しています。

次に、3ページをごらんください。こちらでは、今回取りまとめた事業の事業数と決算額を一覧として示しています。施策項目ごとの事業数、決算額内訳の表の一番左の項目は、基本計画の施策項目をあらわしており、これに対応する事業をそれぞれ集計したものです。

なお、各施策項目には複数の項目にまたがって構成事業としているものもあることから、括弧書きにおいて再掲事業を含めた施策項目ごとの構成事業数と決算額の合計を示しているところです。各事業それぞれの実施状況については、別添中小企業の振興に関する施策の実施状況一覧表に記載しています。

次のページをお開きください。ここでは、基本計画が定める目指す姿の達成度をはかる二つの事業、いわゆる目指す姿指標の平成28年度の目標値に対する達成度を記載しています。この目指す姿指標のうち、農林水産業を除く産業分野における就業者1人当たりの県内総生産について、今年度、まだ統計のもととなる岩手県県民経済計算の結果が公表されておきませんので、今のところ、空欄としておりますが、年度内に公表するという予定となっているということです。確認して達成度記載の上、公表に当たりたいと考えています。

また、高卒者、大学等学卒者の県内就職率については、県内高卒者の就職率は66.3%となり、目標値を達成していますが、県内学卒者の県内就職率は、首都圏を中心とする県内企業の採用活動が旺盛であったこと等により目標値を下回ったところです。

今後の方向としては、若者や女性の県内就業を促進し、地域の産業を支える人材として能力を発揮できるよう、いわてで働こう推進協議会の構成団体との連携による県内就職及びU・Iターン就職希望者に対する支援や、人材定着支援員の配置、キャリア教育の充実、事業所側の採用・人材育成の取り組みに対する支援等を行います。

また、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業、いわゆるCOCプラス等によるインターンシップや企業見学会の推進など、高等教育機関や市町村、経済・産業団体と連携しながら、県内就職率の向上に引き続き取り組んでいきます。

5ページ以降は、施策項目ごとの主な取り組み事項と、指標ごとの成果、達成状況を示しているところです。達成度が低い項目については、その主な理由を記載するとともに、先ほどの説明のように今後の方向を記載しております。

また、お手元の概要版、A3判のものですけれども、これは施策項目ごとに主な取り組み状況と成果を記載しているものです。

公表の時期につきましては、先ほど申し上げた実績値について必要な確認を行い、年度内に公表するという事としておりまして、公表の方法については県のホームページへの掲載により公表することとしております。以上で説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○ハクセル美穂子委員 先ほど御説明いただきました中小企業の振興に関する施策の報告の中で何点かお伺いしたいのですけれども、これは計画に基づいて公表されるものなので、今後検討してほしい事項も含めてお聞きします。目指す姿指標の達成状況の二つの指標ですけれども、新卒者の県内就職率のほうの県内学卒者、遅れDとなっているものについて、平成28年度の実績値は45%ですけれども、県内学卒者の区分として、県外から来て県内で学卒した方、県内から県内の学校に行つて県内で卒業した方の就職率の統計があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○高橋雇用対策課長 県内学卒者のお尋ねでございますけれども、基本的にこの県内学卒者につきましては、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業、COCプラス事業の取り組み効果を勘案して定めたものでありまして、この県内学卒者というのがこの星印の部分となります。学卒者は大学、短期大学、高等専門学校と記載しており、この中では岩手大学、県立大学、盛岡大学、富士大学、そして短期大学といたしましては県立大学盛岡短期大学部、県立大学宮古短期大学部、一関工業高等専門学校となっております。ここに先ほどお話がありました他県から来た学卒者は含まれておりませんので、県内の大学でデータ整理をしているということでございます。

なお、先ほどお話ししました県内学卒者につきましては、COCプラスの事業をもとに設定しておりましたけれども、岩手労働局でも個別に県内の5大学、新規大学卒業予定者ということで、岩手大学、県立大学、盛岡大学、富士大学、そのほかに、岩手医科大学が入った形で5校について整理したものが岩手労働局で発表している数字となっております。2種類になってわかりづらいかと思いますが、こちらのほうで設定しているものはCOC

プラス事業で設定したものとなっております。

○ハクセル美穂子委員 要するにこの45%という就職率の分母というのは、県内の学生、県内の学校で卒業した学生というくくりだということで、よろしかったですか。

○高橋雇用対策課長 委員おっしゃられたとおりでございます。県内大学、短期大学等の分母については就職者数の合計ということになっております。

○城内よしひこ委員長 県外から来た人の数字というのは。

○ハクセル美穂子委員 ではなくて、県内の学校。

○高橋雇用対策課長 県内の学校。

○ハクセル美穂子委員 学校を卒業した人の数が分母でいいですか。

○高橋雇用対策課長 県内の岩手大学、県立大学、盛岡短期大学、宮古短期大学、盛岡大学、富士大学、高専の就職者数が分母で、分子のほうは県内就職者数となっています。

○ハクセル美穂子委員 その分母が県内の学校の卒業生数といったように、分母を少し細分化したほうがやるべき施策が見えてくるのではないかということをお話ししたくて今お聞きしたのですが、例えば岩手大学とかを例にしますと、岩手大学の卒業生にも県外から入学している人、それから県内から岩手大学に進学をして卒業している人では、就職をする場所が違うのではないかと思います。県内から岩手大学に進学して、卒業した人の割合をきちんと出せば、県内就職率は実は80%ぐらいになっているのかもしれない。ただ、県外から進学した人は、自分の地元に戻ろうという傾向のほうが強いかも、そういった方も実は20%ぐらいは県内に就職しているのではないかというような、そういった実情がわかれば、県内就職の施策として、県外から来た方にも例えば手厚く何かをするというような事業の方向性も見えてくるのではないのかなというふうに感じました。次回で結構ですけれども、そういった細分化した部分を出していくと、いつまでもこの遅れがDではなくて、別の結果が見えてきて、違う施策をできるようになるのではないかと感じていましたので、この県内学卒者とひっくるめたやり方以外もぜひ検討してほしいということが1点です。

そして、もう一つ、同じような観点ですけれども、11ページに、資金の円滑な供給というところがあります。これは設備資金、運転資金の融資ということで、達成度はおおむね達成のBですけれども、この中身を拝見しますと、中小企業者の事業活動に必要な資金、それから経営の安定に支障を来すおそれのある場合の運転資金、それから経営革新などに使うための設備貸与事業の事業原資というものに対して資金の貸し付けをした結果について、融資額の累計が実績値として出されているのですけれども、この三つのくくりですと、ポジティブなもの、ネガティブなものに分かれているなというふうにも感じました。中小企業の活動が円滑に行われていて、次のステップとして必要な資金がたくさん借りられているのであれば、それは県内の中小企業の状況が上向きになってきているというような指標になると思うのですけれども、2番目の経営の安定に支障を来すおそれのある場合の運転資金は、これは違う対策が必要な中小企業ではないのかというふうにも感じる部分も

ありまして、この辺を区分して、さらにどこに力を入れていけばいいのかというのを見つけるためにも、細かく情報が欲しいと思っているのですけれども、そういった情報があるのであれば教えていただきたいと思います。

○高橋経営支援課総括課長 今委員からお話があったとおり、設備資金と、あと運転資金の場合も前向きといたしますか、事業拡大のための運転資金と資金繰りのためものがある、運転資金のほうはなかなか分けるのが難しいのですけれども、設備資金は基本的には増産のためということです。

それで、11ページのほうで、文章にはこういう設備資金、運転資金の両方書いているのですけれども、指標としては設備資金ということで整理をしております、我々もその事業を管理する上では設備資金と運転資金とを分けるような形でやっております。運転資金についてさらに細かく分けることはなかなかできかねているのですけれども、そういうことで取り組んでおります。

○ハクセル美穂子委員 はい、わかりました。これはポジティブなほうの資金の実績だということで、了解いたしました。

あともう一点だけ。19ページの企業による子育て支援活動の促進の中の計画指標でいわて子育てにやさしい企業の延べ認証数が、実績値が40、達成度Aということで、非常に達成度は高いということは理解をしておりますが、ぜひこの一般事業主行動計画を策定した企業だけではなくて、この一般事業主行動計画を策定する方向で、この所管は保健福祉部とか岩手労働局だったりということも理解していますが、一般事業主行動計画をまず策定することが重要なことだと私は認識しておりますので、ぜひ商工労働観光部でも、ぜひこの辺については策定する企業数を上げることも考えた上で施策をやっていっていただきたいと思いますので、その点についてお伺いして終わりたいと思います。

○鎌田労働課長 子育てにやさしい企業認証とか、次世代の一般事業主行動計画とかにつきましては、働き方改革推進運動ということでやっております、そこでは女性の活躍も含めて取り組んでおりますので、それについては引き続き連携した取り組みを継続したいというふうに考えております。

○斉藤信委員 それでは、せっかくですから、中小企業基本計画に基づく実施状況について幾つかお聞きします。

4ページ目の新卒者の県内就職率の県内高卒者は、平成28年度実績が66.3%で、達成度がAなっていますが、計画目標値が平成30年度で66.5%と、そもそも目標が低過ぎて、こんなので達成度がAというのは、全然現場の実態とかけ離れているのではないかと思いますよ。そして、昨年12月末だと64%に落ちているわけです。私は、これは極めて重大だと思います。そもそもこれは県内高卒者の県内就職率の目標をせめて、あと10%ぐらい上げて取り組まないと、取り組みにならないと、そういうふうに思うけれども、いかがですか。

○高橋雇用対策課長 高卒者の県内就職率の向上ということでございましたけれども、先

ほどのようなとおり、平成29年3月で66.3%となって、昨年度比較で2.2ポイント上がったということでございますが、本県におきましてもこれまで就業支援員による県内就職への支援のほか、企業見学会、インターンシップなどの取り組みを展開してきた結果、着実に地元就職への意識が高まってきているというふうに考えておりまして、県内就職率も上向いてきているところでございます。今年度、特に高卒者の県内就職ワーキンググループも設置いたしまして、2月に開催された協議会に対して提言されたところでございますが、県といたしましても、この提言を受けまして、各構成団体とも連携しながら、学校との連携による県内企業の認知度向上に向けて一層取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**齊藤信委員** 私の質問にまともに答えていませんが、私は目標が低過ぎると言っているのです。これは、一般質問、その他でも取り上げているのだけれども、全国、東北各県と比べても低いのです。山形県は78%、宮城県は80%、そして福井県や富山県などは90%を超えていると。そういうのと比べて、平成26年度の現状値が63.4%と低いのに、平成30年度の目標は3%上げるだけのこういう目標だったら、取り組みにならないでしょう。中小企業条例、そして中小企業基本計画を立てるときに、中小企業の要望を実態調査しましたね。一番切実なのは人材確保でしたよ。こんな低い目標で確保できるわけじゃないではないですか。学卒者の場合は、45%の現状値に対して53%の目標ですよ。COCプラスでは10%上げるというふうになっていますから、55%の目標を当事者は決めているのです。そこと比べて、県内高卒者の目標が目標になっていないのではないかと。この実態、こういうふうになるとどうなるかと、私率直に言いますけれども、現場の高校では全然目的意識がないわけです。今の目標から5%上げようとか、10%上げようという目的意識が全くない。私は、以前紹介したと思うけれども、盛岡工業高校には、大手企業やその他の企業から1,700件の求人が来ているのです。そういうときに意識的に取り組まなかったら、今までより落ちるのははっきりしています。そういう危機感を県は持って、それぞれの学校の今までの歴史と伝統もしっかり踏まえながら、しかし5%上げよう、10%上げようという意識を持ってやらなかったら、県内高校就職率なんか上がりませんよ。そう思いませんか。私は、何度もこのことを指摘しているけれども、何でこの目標値が上がらないのですか、こんな低い目標でやるのですか。

○**菊池商工労働観光部長** 委員から御指摘がありました。県内の高等学校の進路指導者、先生の方々、本当に苦勞されてやっております。ですから、目標意識は非常に高いと思っていますし、責任感もしっかり持って、父兄とも相対し、そして学生とも相対し指導をされていると思っています。これまでの世の中の推移を見ますと、やはり県内雇用が落ち込むときもありますし、今のように人手不足感が高まって、県内の企業では、1人でも欲しいという状況など、いろいろと波があります。そういった状況を見据えながら、先生たちは社会的な環境の変化も研究しながら、また県内のものづくり産業のみならず、全産業界の動向を見ながら進路指導をされていると思っていますので、これは名誉のためにも先生

方の努力は強調させていただきたいと思います。

そして、目標の設定については、これは一般質問でも御質問ありましたので申し上げますが、今次期計画を検討しているさなかでありますので、その検討の中で新たな設定については検討していきたいと思っております。

○齊藤信委員 私は、昨年来この問題を取り上げているのだけれども、結局来年度の次期計画の中でやると、取り組みが1年、2年とおくれるわけです。本当にこれは深刻ですよ。今売り手市場で、大手企業からどんどん求人が来ているのも事実です。ただ、私は一つ紹介したけれども、平舘高校では30人全員が管内に就職したと。この特徴的なお話をしました。首長が頑張っている。それを受けて学校の先生も必死になって、何よりも地元の企業が高校に来て、インターンシップやいろいろな取り組みをやって、100%管内就職というのがあるわけです。私は、一生懸命やっていないとは思わない。ただ、やっぱり5%、10%上げようという意識がないのよ。だから、そこが今大事なのです。売り手市場の中で、どうやって県内就職率を、5%というのは決してそんな大きな数値ではないですよ。しかし、そういう目的意識を持ってやらなかったら、今本当に売り手市場で、大手企業がどんどん求人をふやしているときに、県内就職率は上がらないと。沿岸地域は、今まで低かったけれども、それでも今64%ぐらいに上がったのです。これは、やはり地元の企業を復興させたいという思いです。だから、そういう今まで以上の努力をしているところは成果を上げているのも事実。ただ、山形県、宮城県と比べたら、10%、15%違うということを実感して、やはりそこのおくれは取り戻そうとしないと、中小企業が人材確保をしようと思っても、とてもではないけれども、雇用、人材確保をするどころかどんどん中央に行ってしまうよと、そういう状況です。そのことをぜひ踏まえてやっていただきたい。

それで、5ページ目のところで、これもかかわるのだけれども、地域ものづくりネットワーク等と連携した工場見学への参加高校生数、これは1,278人の実績で、これは達成度Aということなのだけれども、やはり今の県内就職率の状況を見たら、県内就職率を高めるためにはどういう規模の目標設定が必要なのか。私は、これはこれで達成度がAということは評価しますが、本当に県内就職率を高めるところまでいくためにはどういう規模で取り組むべきなのかということを、ぜひこの点は低い目標でAというふうにしなくてやっていただきたい。

6ページの就業支援員等による企業訪問数。これは平成28年台風第10号で被災したことによって訪問できなかったという状況のようですから、平成28年度はやむを得ないと思いますし、就業支援員はかなり頑張っていました。私も話を聞きましたが、盛岡管内でも700ぐらいの求人確保して、それで県内高校を回って頑張っていると。ただ、700という求人の数は今までより多いのだけれども、盛岡工業高校で1,700件なのです。だから、やっぱり外圧とこの努力というもののこの差をよく見て、今まで管内でもふえてきた求人をどういうふうに生かすかという取り組みを、これはぜひやっていただきたい。

それから、7ページのところの大学のインターンシップの参加者数、これも平成28年度

実績値が737人で、達成度Aと、平成30年度目標値が800人ということですが、COCプラスで県内就職率を55%まで上げる、皆さんの計画でも53%まで上げるということから見たら、やはり私はこれももっと、インターンシップの取り組みをレベルアップしてやる必要があるのではないかと思います。

岩手大学の学長と懇談したときにお聞きしましたが、これは学生が主体になって企業との意見交換会をやっているとのこと。学生が主体になって、事前に企業訪問をして、この意見交換会の開き方も工夫してやっているのです。今までは国の補助があったけれども、これからなくなるというので、ぜひ県の支援もと。あと、参加企業からの参加費も取ろうかと、こういう話になっていました。だから、私は、高等教育に対する県の振興計画もしっかり立ててほしいと一般質問で取り上げましたが、今まで以上に大学との連携を強めていただきたい。やっぱり開き方、時期、取り組み方というのは、高校の場合もそうでしたけれども、よく相談してやらないと効果的にやれないという話を聞きましたので、ぜひこの点を、目標を達成しているからというのではなくて、抜本的にレベルアップしていただきたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○八重樫雇用対策・労働室長 ただいまるる委員から御指摘をいただきました。まさに、いわてで働こう推進協議会におきまして、大学、市町村団体もメンバーに入っております。教育界、あるいはこういった大学関係、あと市町村と連携を図りまして、一応現在のいわて県民計画での目標値というのはあるのですけれども、それにかかわらず目標値を上げていくように今後とも努力をしてみたい。

○斉藤信委員 ぜひ大学、高等教育の関係については、長野県が県では珍しいと思うけれども、県独自に高等教育の振興計画を立ててやっているのも、それも一つ参考にしながら、大学との連携、これを抜本的に強化していただきたい。

あと、8ページのところで、これは経営革新計画の承認件数、これも平成28年度実績値が508件で達成度Aとなっていて、実は中小規模の企業の振興にはこういう取り組みがすごく大事なのです。一つ一つの企業をしっかり支援して経営計画を立てるといって、この取り組みはぜひしっかり支援して、強めていただきたい。

あと、9ページのところの食料品製造出荷額というのが、これは平成28年度実績で、このときは3,649億円で、達成度Aとなっていますが、平成29年度は食料品製造業はかなりがくっと落ちていると思うので、これは農林水産部ともかかわると思うけれども、ここは8月に復興局が主体となった調査もありますが、ことしの状況はかなり厳しいので、私はもっとこまめに、特に水産加工の実態については詳細を把握をしながら支援策を考えるべきではないかと思います。いかがでしょうか。

○押切参事兼産業経済交流課総括課長 平成29年度の食料品製造出荷額が落ちているという結果はまだ出ていないのですけれども、いずれにしても水産加工業につきましては設備は回復しましたが、その中で取引先とか販路が開けない、あと材料の高騰とかでなかなか利益に結びつかない、業績が回復しないという数字が多くなっておりまして、いずれ

水産加工の関係では、いろいろと魚種が変わってきているとか、あと魚の水揚げが足りなくなってきたというふうなあたりも踏まえまして、新商品の開発でありますとか、産業創造アドバイザーによる新商品の開発でありますとか、いずれアドバイスの支援をやりながら、出荷額の向上、利益の向上に努めてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 サケ、サンマ、スルメイカというのは、三陸沿岸の主要魚種なのです。これが震災前と比べて水揚げ量は27%です。スルメイカに至っては19%です。だから、ほとんど県内では物が無いというのと、高過ぎて買いつけできないという、二重の事態に陥っている。そのことを皆さんこの点は敏感になって、本当に危機感を持ってやっていただきたいと思うのです。だから、私は今水産加工は復興途上ですが、災害並みの被害を受けていると。水産加工は88%再建したのだけれども、まだ復興過程なのです。この間、水産庁が去年の11月から1月までの調査をしましたら、売り上げが8割以上回復したというのは40%台です。だから、6割はもう8割以下なのです。だから、ぜひこの点は今々の問題としてやっていただきたい。

それと、18ページのところのアンテナショップの県産品の販売額が実は平成26年度の現状値よりも下がっています。その割には達成度Bと、ちょっと甘い評価ですけれども、これはちょっと評価が間違っているのではないかと思いますけれども、下がった理由は何なのでしょうか。

○高橋地域産業課長 アンテナショップの現状値、平成26年度は6億5,800万に對しまして、実績値が6億3,900万というところがございますけれども、こちらのアンテナショップにつきましては、平成28年度におきましては、前の年、平成27年度に、国の交付金を活用いたしましたふるさと名物商品の3割引販売というのがありまして、平成27年度は大きく伸びたところがございます、その反動もありまして、平成28年度は落ちついたというか、そういう状況がございます。

それから、あとはこちらについては、大阪のアンテナショップの販売もありますけれども、こちらはまだ立ち上げた段階というところもあります。大きく減少したというよりも、前の年の反動があり、少し落ちついたところで金額が伸びなかったという背景がございます。

○斉藤信委員 落ちついたどころか、平成26年度の現状値より下がっているのですよ。それは反動があるかもしれないけれども、現状値より下がっているときに、達成度がBということはないのではないですか。全然この評価の妥当性が感じられないのだけれども、違いますか。評価の仕方が間違っていないですか。

○高橋経営支援課総括課長 全体の評価の仕方のところを一応念のために説明させていただくということで、4ページに戻っていただきたいのですが、4ページの上のほうですけれども、この1年1年というのもありますけれども、平成30年度の目標に向けての進捗状況とあわせての進みぐあいということで、目標値と現状値を比較して計算するということになっていますので、場合によっては、こういう数字の上下があってもBになっ

たりというようなことで、計算の仕方としては単純に前と比べるということではなく、平成30年度に向けての進捗率とあわせての評価になりますので、この場合は達成度はBになっているということです。

○**斉藤信委員** 数学的に間違っていないですか。だって、現状値から下がったら、目標から遠ざかっているのだよ。私は数学の問題、算数の問題だと思います。

それで、次に、これも、一般質問で取り上げた仮設店舗の入居期限、解体期限の延長問題ですが、これは大変切実なので、本当に緊急にでも中小企業庁に行って、打開してほしいのだけれども、我々も中小企業庁への対応はしていますが、検討するとは言っているのです。ただ、半年、1年も検討されたら困るわけ。今現場がどうなっているかという、7月とか9月までに退去してくださいとなっているのです。退去してから延長しますなんて言われたって、何の意味もない。逆にいけば、本当に年度末ぐらいまでに延長するなら延長しないと、岩手県の場合は、東北3県の中でも一番仮設店舗での営業再開が多いのです。圧倒的に多いのです。入居実績はピーク時で725店舗、これは商業者でね。本設移行したものが277店舗。現在仮設店舗営業中というのが344店舗です。344店舗の残っている人たちは、理由があって残っているわけです。今すぐ本設展開できない。それは土地の問題もあるし、資金の問題もあるのです。こういう方々が今出なさいと言われたら、廃業しかないのです。これは極めて深刻です。

最近記事にもなりましたがけれども、大槌町は60区画中52事業者が今入居していると。45事業者が再建希望で、うち8事業者はテナント入居希望と。だから、52事業者のうち45事業者は再建希望なのです。しかし、追い出されたら再建できなくなります。山田町の場合は、県の把握とちょっと違うようだけれども、これは恐らく商業者でない数が含まれていると思うけれども、160事業者が仮設店舗で営業したと。ことし1月時点で104事業者が仮設で営業していると。だから、こんな数があるのに7月までに退なさいと言われたら、本当に再建できないまま終わってしまう。陸前高田市の場合も155事業者があつて、本設移行したのは14事業者、現在入居しているのが129事業者です。

だから、岩手県の復興にとって、この仮設店舗が果たしている役割というのは極めて大きくて、土地の造成資金問題、そういう問題があつて、今すぐ本設展開できなくて残っているわけです。この問題は、本当に岩手の実情をしっかりと国に伝えて、検討していると言ふのだったら、この時期、今の時期に早く方向性を示すように強く取り組んでもらいたいけれども、いかがでしょうか。

○**高橋経営支援課総括課長** 今お話のありました仮設店舗の関係ですけれども、我々も市町村のほうにヒアリングをしますと、やはり助成期間の関係もあつて、期限を設定しているというお話をしている市町村もあります。また、それとあわせて、資金面の関係もあるということもあつて、市町村によっては、これを譲渡して、その場で使えるようにしようということも検討しながら、ただかさ上げとかの関係で、この場では続けられないという場合には移設が必要だとか、本設までの期間が必要だということで、市町村のほうでも

定期的にこの助成事業をやっている中小機構とヒアリングをしまして、その中でも期間延長の話はしているということなのですが、いつ答えを出すという明確な返事はなかなか出ないというようなこともあります。我々も市町村のほうにヒアリングをして、そういったこともあって、担当レベルでは実情を国のほうにきちんと説明したいというような市町村もありますので、まずは事務レベルではあるかもしれませんが、今その市町村と日程等の相談をしているところもあります。ただ、向こうからも期限とか、いつ決まりますというところのお話もなかなかないのですけれども、いずれ実情、これまでも話してきたのですけれども、改めてそういう、今お話があった大槌町のほうも直接もう一回話をしに行きたいといったところもありますので、我々のほうも、ほかの地区の話も含めて、そういうところの対応はしたいということで今調整をしております。

○**斉藤信委員** 極めて重要なといいますか、緊迫した状況を迎えていますので、国に対しては、実情もつかんでもらって、早く延長について判断していただきたい。

もう一つ、私は、期限が来たから退去というやり方にも問題があると思うのです。確かに国の期限が平成30年度末になっているけれども、今まで仮設店舗で必死に営業してきたそういう方々が再建の希望を持っている。ここに本当に寄り添って、最後の最後まで営業の継続や本設展開を支援するというのが県や市町村に求められている姿勢ではないのかと思います。

そこで、ぜひこういうことも把握してほしいのだけれども、本設希望のところと、もう一つは仮設を譲渡、払い下げしてもらって、仮設でそのまま続けたいというのも結構あるのですよね。だから、譲渡の場合は、これは今年度中でも可能なわけなので、そういうところもやはり1件1件実情を見て、再建の方向を見定めて、再建希望のところは絶対に潰さない、という支援をぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○**高橋経営支援課総括課長** まず、1点目の仮設店舗での営業期限についてですけれども、これは独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備はしていますが、全て市町村のほうに譲渡されていますので、いつまで使うかということは、それぞれの市町村の判断になっています。ですので、市町村によっては、長く使えないだろうかと検討しているという話もありますが、いずれそこは市町村のまちづくりの進みぐあい等との兼ね合いだと思いますが、ただ一方で、もし撤去、移設となった場合の費用とまちづくりの進みぐあい等を勘案して、市町村のほうでもなかなか難しいところを考えているのだらうと思います。

それから、譲渡に関しては、実際にそういう形で譲渡を行っている市町村も既にありまして、大船渡市で行っていますし、陸前高田市も制度をつくって、今具体的な相談を進めています。ですから、そういう形で、本設で改めて建てて出店するという方ももちろんありますが、仮設店舗を自分の施設としてずっと使いたいという希望もあるということで、そこは、市町村によってはテナントに入るための支援のメニューをつくってやっているところもありますので、市町村によって被害状況とか復興の状況が違いますので、それに応じたいろいろな対応をしていると思います。そこも含めて我々としても取り組みを聞きな

がら、復興補助金の支援とかもありますので、そういったところも連携は引き続きとって取り組んでいきたいと思います。

○高橋孝眞委員 先ほど新卒者の県内就職率の話がありましたけれども、率で見ますと平成26年度から平成28年度までで何人かというのはよくわからないのですが、指標として出すには率で出さなければいけないのしょうけれども、県内就職の希望者が何人あって、県内就職者数が幾らかというのを、県内高卒者、県内学卒者別に、平成26年度、平成27年度、平成28年度の状況を教えていただければと思います。

○高橋雇用対策課長 県内高卒者の県内就職内定者数でございますけれども、平成26年度は2,079人、平成27年度は1,938人、平成28年度は2,105人となっております。県内の学卒者につきましては、県内就職内定者数が平成26年度は823人、平成27年度は859人、平成28年度は832人となっております。

○高橋孝眞委員 高卒者でいいますと、前に福岡工業高校に行った際に、半分以上が県外に出てしまうのではないかというような話を聞きました。それでも全体で見ると66%、3分の2がまだ県内に残っているという意味合いでは、数字が高い低いについては、斉藤委員からもいろいろありましたけれども、もう少し高くすることについてはそのとおりであります、そのくらい残っているのだから、頑張っているよねというふうに感じるところでもございます。

学卒者ですけれども、平成26年度が45%で、さっきハクセル委員も言いましたけれども、県内の高校から大学、高等専門学校、短大に入った人と県外から来た人をやはり分けて整理をすることが必要なのではないというような感じがします、これからの指標のつくり方については考えたほうがいいのかと思います。この45%の数値ですが、これは平成26年度と比べて、平成28年度も同じということで、指標から見た達成度はDということでございますけれども、どういう対応をされたのかについて教えていただければと思います。

○高橋雇用対策課長 先ほどのお話のとおり、県内出身者、県外出身者ごとに大学に分けて調査をしていくということについては、今後検討させていただきたいと思っておりますし、そのような形で調査したほうがよりわかりやすいかなと思っておりますので、参考とさせていただきます。

なお、平成26年度と平成28年度に、どんな取り組みをしたかということでございますが、私の手元に平成26年度の取り組みの資料はちょっとございませんが、平成28年度につきましては、特に岩手労働局や公益財団法人ふるさといわて定住財団と連携しました就職ガイダンス、あるいは面接会を学生の希望に合う時期に早めて開催しているところでございます。本日のマスコミ報道にもありましたとおり、昨日も岩手労働局とハローワーク盛岡、盛岡市が中心となりまして、そのようなイベントを実施しているところでございます。あるいは先ほどお話にありましたCOCプラス事業、東北インターンシップ推進コミュニティーの事業、それぞれ県内企業のインターンシップの強化ということで、こちらのほうが

進んできているということが挙げられるかと思えます。そういった取り組みを平成28年度については実施いたしております、そのようなことが数字にあらわれてきているのかなと考えております。

○高橋孝眞委員 わかったようでわからなかったのですけれども、私は、今話をされた平成28年度に実際やられたことと、平成29年度、それから今後の方向も同じではないのかなというような感じがしたものですから、そういう意味合いではもう少し角度を変えて取り組んでいかなければ、なかなか数値というのは上がってこないのかというように感じましたのでお話をしたところです。

○高橋雇用対策課長 平成26年度と平成28年度の比較という点で今お話しさせていただきましたけれども、平成29年度につきましては、県外大学生等と連携しました岩手U・Iターンクラブを通じた本県へのU・Iターンの就職の取り組みを強化すること、あるいは昨年度来実施しておりました首都圏在住大学生を対象といたしました県内企業との交流を図るおかえりいわてツアー、あるいはインターンシップを促進するためのふるさと若者ミーティングの開催、さらには県内各地域に人材育成定着支援員を新たに配置いたしまして、高等専門学校、訓練校、高等技術専門学校、短大、大学等々の連携を強化して、地域産業やものづくり産業の人材の確保、育成、定着を行いながら、県内企業への就職に向けた取り組みを拡充してまいりたいというふうに考えております。

○高橋孝眞委員 そのとおりやれば、多分53%の目標値になると思えますから、頑張ってくださいと思います。

17ページですが、創業、円滑な事業承継の支援とあります。支援の件数が100%以上で、達成度Aとなっているのですが、この相談を受けて、実際に承継をしたとか、現在進行しているといった件数というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○高橋経営支援課総括課長 ここに書いております指標そのものは、創業の関係のほうの指標でありまして、事業承継のほうの指標ではありません。ちなみに、岩手県の事業引継ぎ支援センターで手がけている案件としては、平成28年度のマッチングとしては2件という状況でございます。

○高橋孝眞委員 この指標とは違うということですが、相談をしたからといってすぐなるわけではないだろうと思えますし、相談を1回やれば実績だというふうにただ単に捉えるのではなくて、取り組みの実績を表示できるような仕組みがあれば、もうちょっといいのかなというような感じがします。

それから次、18ページであります。一番下のほうですけれども、障がい者委託訓練受講者数ということで、概ね達成のBでありますけれども、この中で実際に就職をした数はどの程度になっているのですか。全員が受講して就職されたということなのでしょうか。

○高橋雇用対策課長 障がい者委託訓練受講者のお話でございますけれども、平成26年度は16人、平成27年度は20人、平成28年度は19人が就職したところでございます。基本的には、障がい者委託訓練につきましては、県が民間職業訓練機関や企業に委託して実施して、

障がい者の能力に応じた多様な委託訓練を実施するという一方で、受講者数は平成28年度は32人でしたが、そのうち就業者は平成28年度は19人となっております。

○高橋孝眞委員 平成28年度は32名受講して、就職しているのは19人と、こういうことですか。19人しか就職できなかったということなのですかけれども、これはどこに原因があるのでしょうか。

それから、受講者の就職の相手先が決まった上で、訓練を受講するというような仕組みというのではないのでしょうか。

○高橋雇用対策課長 この就職できなかった方の理由ということでございますけれども、さまざま理由があるかと思いますが、その追跡調査については、こちらのほうでも実施はしておりませんが、基本的には障がい者の法定雇用率の引き上げもございまして、企業で障がい者雇用を進めるようになって、全国的に障がい者の就職件数が増加傾向にあると、また職業訓練を実施しないで就職先の事前研修のみで就職するケースもあるということで、障がい者委託訓練受講者数自体が全国的に平成22年度をピークに減少しております。私どもとしては訓練受講者の確保がむしろ課題と考えておるところでございます。

○高橋孝眞委員 障がい者の雇用を増加させるということから考えると、最終的には就職しないと価値がないのではないかと思います。ただ単に支援しました、講習を受けただけで終わるとするのは非常に問題ではないかなというふうに思うわけです。そういう意味合いではきっちりとその辺の部分、なぜ32名も受けたのに19人しか就職できなかったのか。それらについては、どのようなことをやれば100%就職できるのかということを含めながら本来的には支援をすることが、必要なのではないかなという感じがしますが、いかがでしょうか。

○高橋雇用対策課長 就職未決定者に対するフォローという点のお話かと思いますが、訓練受講者に対しましては、訓練実施中から障がい者の就労を支援する障害者就業・生活支援センター、あるいはハローワークなどで関係機関が連携してチームをつくって、支援を行っております。就職未決定者に対しましても、このチームでの支援によって継続してフォローアップをしているというふうな状況でございます。たまたまこの時点でのそれぞれの年度ごとの数字として就職者数は捉えておりましたけれども、今後も引き続きこういったチームと連携しながら、その後どのようになったかという点について調査、研究していきたいというふうに考えております。

○田村勝則委員 蛇足になるかもしれませんが、関連でお伺いします。高橋孝眞委員もお話ししていましたが、この4ページの新卒者の県内就職率ですが、高校については、私は地元の子供たちに卓球を教えたりソフトボールを教えたりしているもので、就職率とか、どこに就職するとか、何十人ではないですが、20人弱ぐらいは聞いています。進路指導の先生は非常に熱心です。何とか県内の企業にと、今部長がおっしゃったように一生懸命です。昨年度ですが、まず、どこへ行きたいのだということいろいろやっていただいて、ようやく卒業する前に決まったという子たちがいました。ただ、残念ながら、例え

ば私のうちの南のほうの某温泉のところに就職したけれども、うまく自分が考えているイメージと合わないで1年以内に転職しているというのが、5人のうち3人いました。まだ今は頑張ってそこでやっていて、別な資格を取って、別な業種に行きたいというのも出たりしていますから、何かいい方法があれば、1年以内のその子供たちの意向というのを調査して、さらに離職、転職した原因等も調査して、うまく組み合わせていくと、さらにこういうところも上がってくるのかなと思います。やはり経験年数を重ねて大きな戦力になっていくわけですし、あるいは起業していくかもしれないしということもありますから、そういうことを検討していただくことも必要ではないかなと思います。

それと、県内学卒者、例えば富士大学の場合は、私も知り合いが多いのですが、スポーツに特化しているものですから、ほとんど県外から来るのです。県外からスカウトして来るものですから、特に関東からが多いのです。県内の子たちは少なくて、例えばあるスポーツ部は40人いるうち、県内から入っている子は3人とか、そういうレベルですので、それがここの中にカウントされてくると、ハクセル委員が言われたような話になると思うのです。一方で、仙台の東北福祉大学や東北学院大学とかは、結構帰ってきているというのがありますから、そういうところをカウントすれば、この学卒者の部分というのは、この組み立て方によっては本当にまだまだ変わってくるのではないかなと思います。そういう現場の大学の状況等もしっかりと見定めながら、検討していくべきではなかろうかと思えます。何か所感があればお聞きして終わります。

○菊池商工労働観光部長 まず最初に委員御指摘の早期離職関係、1年から3年というデータが、これは全国的にも同様の傾向がありまして、やはり就職して3年間何とか頑張ってもらいたい。そうすると、キャリアアップとか将来が見えてくるということで、そういった対策を考えていかなければならないということで、去年、働き方改革推進協議会の中にワーキンググループをつくって検討しているところです。単独企業だけではなかなか難しいので、業界として何かできないかとか、それはだんだんいい答えが出てくると思えます。人の気持ち等の関係もあるので、決まり手というのはなかなかないところですが、そういうところは何とか取り組んでいこうということでやっております。

あとは学卒者をとにかく県内にとどめようといいますが、就職してもらおうということについては、県民の皆さんと全く心は同じでございまして、そのために産業振興面でも相当力を入れていかないと、雇用力が生まれてこないと、なかなか結果として労働行政、雇用行政に反映できないということで、商工労働観光部、これからも産業振興と雇用の確保、拡大というのを両輪として頑張っていくつもりでありますので、どうぞよろしく願います。

○郷右近浩委員 1件お伺いしたいと思います。21ページの部分であります。事業者の海外ビジネス展開への支援及びいわてからの輸出の拡大ということでありますが、こちらのほうは海外展開の企業の支援件数が平成26年度の現状値64件に対しまして、平成28年度の実績値が199件、目標の104件から199件ということで、ほぼ倍ぐらいの形で達成をしたとい

うことだと思います。ただし、そうした中で、次の平成30年度の計画値が144件ということで、確かにこれは毎年右肩上がりであっていきなっていくような性格のものではないと思いますけれども、ただ、どうしてもこれでは目標が小さ過ぎるのではないかと、そうだとすると上方修正等もあっていいのではないかと思います。

また、海外商談成約件数も、この間さまざまな形で商談の機会をふやすといった当部の動きがあったと思います。そうしたときに、もっとその商談件数なり、商談成約件数をふやしていくといった部分を、この平成30年度の目標というのにはここの段階では盛り込めないといったような形になっているのでしょうか。それとも妥当な線というか、少なくともこれだけは必ずやっつけていこうというような形の計画ということになっているのでしょうか。

○押切参事兼産業経済交流課総括課長 平成30年度の目標値はもう既に達成しているということでございますけれども、最初に平成26年度現状値から伸ばしていこうということで、その結果として、実績が伸びたということでありまして、いずれ大連経済事務所に対する支援相談件数でありますとか、担当の私どもは企業訪問をして、それなりに海外展開を希望する事業者の掘り起こしとかを一生懸命やってきた結果の数字ではないかと思っております。いずれその成約件数につきましては、そこまでは伸びていないのですけれども、その140件というあたりをまず、これは実績がまだ目標を達成しておりませんので、それに向けて希望する企業を掘り起こし、海外展開、小口輸出のモデル的な展開も進めながら、しっかりやっていきたいと思っております。

○高橋経営支援課総括課長 補足でありますけれども、政策評価結果等の政策等への反映状況報告書の中で、第3期アクションプランで、累計で既に大きく達成したものについては、一部見直すということも取り組みをしております。ただ、これは平成28年度時点での取りまとめということで、初期設定の目標で全部入れてありますので、来年度の時点では目標値を一部見直しするもの、切りかわるものもありますけれども、今回はそういうもとの数字で整理しているということで御理解いただきたいと思っております。

○郷右近浩委員 政策評価結果等の政策等への反映状況報告書というのがこの間出てくるようになってきている中で、そういえば10年前に私が当委員会の委員だったときはなかったなと思いながら拝見しておりました。確かに先ほどお話、部長から話があったように、商工労働観光部の取り組みとして、雇用を守る部分、それからさらには岩手に呼び込んでくる、まさに最前線で進んでいくという中で、本当にこれだけ多岐にわたるような形で、しかもそれぞれ指標がある中でも、指標に対する対応と、それを次に展開していくやり方等、それぞれ違うような部分でやられていることに関しましては、物足りない部分はあるとしても、本当によくやられているなといったような思いがあるところでございます。

そうした中で、特に今確認させていただいた海外ビジネス展開の部分でも、思い起こせば、あの震災以来、海外展開なんて考えられないような、とにかく県内をどのようにしていくかという状況で、そこからは産業の復旧、復興であり、そして徐々に徐々にいろいろ

とつくり上げてきたものが、やっと形になってきたのかなということで、それがさらにまた少しずつ広がって行って、先日の代表質問でもお話した、それこそアジア圏一帯はおろか、ヨーロッパ、そしてアフリカまでと、とにかく幅広く展開をされ、広がってきたというのが、このような形の数字になって出てきたのかなということで拝見させていただいておりました。

ただ、残念ながら、その道筋をつくってまいりました菊池部長が、いなくなるわけではないですけれども、この委員会ではお会いできるのですが、違う形でお会いするようなことになって、もちろんこの間やってきた商工労働観光部としての意思統一というか、方向に向かっていくというのは、恐らく次の部長にも引き継がれて、またさらに、部、課の皆さん方が一緒になって前に進んでいくものと思われましても、何とか芽が出てきた、これから本当に水をやっていくといった中で、そこの部分を後輩に託すではないですけれども、これからさらに前に進めていくために、どのように向けていき、そしてその部分を商工労働観光部として、つくり上げていっていただきたいと思いますが、それに対します部長の御所見、全体論で結構ですので、お伺いします。

○菊池商工労働観光部長 郷右近委員からいい機会をいただきましたので、若干お話しさせていただきます。

商工労働観光部は、私、副部長から連続で3年携わらせていただきました。本当におかげさまできょうまで何とかやってこられたなど、感謝にたえません。ありがとうございました。

商工労働観光部は、3年前は、震災以降もいろいろな課題を引きずっていた中でしたけれども、委員の皆様方にいろいろと御指導、御鞭撻をいただいて、かなり早期にそういう問題については整理させていただけたことが今日の商工労働観光部の、いろいろとまさに今触手を伸ばして、さまざまな分野で事業を展開できるようになってきたことにつながっていると思います。重ね重ね申し上げます。本当にこの2年間、そして副部長時代からいうと3年間、委員の皆様方には本当にお世話になりました。

これからも商工労働観光部は前向きな取り組みをさらに加速していくと思いますので、一層の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席をされて結構です。大変御苦勞さまでした。

また、御栄転をされる方々、頑張ってください。引き続きおいでになる方々は、よろしくお願ひします。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちを願ひたいと思います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回、4月に予定しております閉

会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情1件及び所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、スポーツライミング施設の整備状況等についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。追って、継続審査及び継続調査と決定いたしました各案件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査について諮ります。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付してあります委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については、当職に御一任をいただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○斉藤信委員 委員長要望。5月の調査の要望で、ぜひ水産加工の実態やなりわいの再生の状況について調査ができるようお願いしたい。

○城内よしひこ委員長 ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえて、日程等を調整の上、決定したいと思います。なお、詳細については当職に御一任願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。